

第2回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
4 2	嬉野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	1
4 3	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3 1
4 5	嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3 4
4 6	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例 新旧対照表	3 5
4 8	佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表	3 7
4 9	杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表	4 0
5 0	佐賀西部広域水道企業団規約の一部を変更する規約 新旧対照表	4 1

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正【新旧対照表】

改正案	現 行
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金錢を支出し、当該寄附金又は金錢の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納稅義務者が前年に <u>法第314条第2項</u> に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金錢を支出し、当該寄附金又は金錢の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納稅義務者が前年に <u>第1号</u> に掲げる寄附金_____を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 前項の特例控除額は、 <u>法第314条の7第11項</u> （法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。	2 前項の特例控除額は、 <u>法第314条の7第2項</u> 、（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。
附 則	附 則
第7条の3の2 平成22年度から <u>平成45年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年ま	第7条の3の2 平成22年度から <u>平成43年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年ま

で又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

で又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前

<p>3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第1項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特別控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」といふ。）を支出する際、法規則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する都道府県の知事又</p>	<p>3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特別控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」といふ。）を支出する際、法規則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u></p>
--	---

<p>は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第1項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場</p>	<p>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第1項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場</p>
---	---

合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。
2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	4 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
5 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
6 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
7 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
8 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
9 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する	14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する

<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は 3分の2とする。</p>	<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は 3分の2とする。</p>
<p>1 5 法附則第15条第33項第2号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合は 4分の3とする。</p>	<p>1 5 法附則第15条第32項第2号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合は 4分の3とする。</p>
<p>1 6 法附則第15条第33項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合は 4分の3とする。</p>	<p>1 6 法附則第15条第32項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合は 4分の3とする。</p>
<p>1 7 法附則第15条第33項第3号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合 は 2分の1とする。</p>	<p>1 7 法附則第15条第32項第3号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は 2分の1とする。</p>
<p>1 8 法附則第15条第33項第3号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合 は 2分の1とする。</p>	<p>1 8 法附則第15条第32項第3号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は 2分の1とする。</p>
<p>1 9 法附則第15条第33項第3号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合 は 2分の1とする。</p>	<p>1 9 法附則第15条第32項第3号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は 2分の1とする。</p>
<p>2 0 法附則第15条第38項に規定する条例で定 める割合は 3分の2とする。</p>	<p>2 0 法附則第15条第37項に規定する条例で定 める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>2 1 法附則第15条第44項に規定する条例で定 める割合は 2分の1とする。</p>	<p>2 1 法附則第15条第43項に規定する条例で定 める割合は、 2分の1とする。</p>
<p>2 2 法附則第15条第45項に規定する条例で定 める割合は 3分の2とする。</p>	<p>2 2 法附則第15条第44項に規定する条例で定 める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>2 3 法附則第15条第47項に規定する市町村の 条例で定める割合は0とする。</p>	<p>2 3 法附則第15条第46項に規定する市町村の 条例で定める割合は0とする。</p>
<p>2 4 法附則第15条の8第2項に規定する条例で 定める割合は 3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>2 4 法附則第15条の8第2項に規定する条例で 定める割合は、 3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2~5 略</p>	<p>2~5 略</p>
<p>6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度 の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる</p>	

<p><u>事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p>	<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅</p>	<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅</p>

介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7) 略	(7) 略
<u>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
<u>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u>	<u>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</u>
(6) 略	(6) 略
<u>10 略</u>	<u>9 略</u>
<u>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定热损失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定热损失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定热损失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定热损失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
<u>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u>	<u>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</u>
(6) 略	(6) 略
<u>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築</u>	<u>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築</u>

<p>物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>13 略</u></p>	<p><u>12 略</u></p>
<p><u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p>	
<p><u>第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p>	
<p><u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日ににおいて存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p>	
<p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第</u></p>	

16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び以下この条（第5項を除く。）において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用をうけるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
------	---------	---------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>2, 700円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

2 略

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

2 略

<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」といふ。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納稅義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p>	<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名_____）</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>（以下この項において「<u>仮換地等</u>」といふ。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「<u>仮換地等納稅義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に</u>」と、「<u>特定被災共用土地に</u>」とする。</p>
--	--

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市税条例の一部改正【新旧対照表】

改正案	現 行
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 略	第36条の2 略
2~5 略	2~5 略
6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
7~9 略	6~8 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略
(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	(3) その他施行規則で定める事項
(4) その他施行規則で定める事項	
2~5 略	2~5 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____ _____ _____ _____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の _____ 公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は</p>
---	--

<p>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p>	<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p>
<p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	
<p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわ</p>	<p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわ</p>

<p>らず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべ</u></p>	<p>らず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>
---	--

き軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>
<u>(イ)</u>		
<u>第2号ア</u>	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>
<u>(ウ) a</u>	<u>10, 800円</u>	<u>2, 700円</u>
<u>第2号ア</u>	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>
<u>(ウ) b</u>	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>
<u>(イ)</u>		
<u>第2号ア</u>	<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>
<u>(ウ) a</u>	<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>
<u>第2号ア</u>	<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>
<u>(ウ) b</u>	<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合

には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>
<u>(イ)</u>		
<u>第2号ア</u>	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>
<u>(ウ) a</u>	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>
<u>第2号ア</u>	<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>
<u>(ウ) b</u>	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在に

第16条の2 削除

おける当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市税条例の一部改正【新旧対照表】

改正案	現 行
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) 略	(1) 略
(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は单身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 （これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
2 略	2 略
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
2~4 略	2~4 略
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に	

限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市税条例の一部改正【新旧対照表】

改正案	現 行
第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 附則第15条の次に次の5条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 附則第15条の次に次の5条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。	2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」 _____ _____ _____ _____ _____に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。
略 (後略)	略 (後略)

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第5条関係】嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正【新旧対照表】

改正案	現 行
<p>第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第5号）の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48</p>	<p>第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第5号）の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48</p>

<p>の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>第48条に次の<u>8項</u>を加える。</p>	<p>第48条に次の<u>3項</u>を加える。</p>
<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。</p>	<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。</p>
<p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>	<p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>
<p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>	<p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>
<p>13 第10項の内国法人が、<u>電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である</u>と認められる場合で、かつ、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長</u></p>	

の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国

法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。
ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第1条中嬉野市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2～3 略

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第1条中嬉野市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2～3 略

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【新旧対照表】

改正案	現 行
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合には、 <u>61万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、 <u>16万円</u> ）の合算額とする。	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合には、 <u>58万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、 <u>16万円</u> ）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>275,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

<p>て 13, 050 円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19, 300 円</p> <p>(イ) 特定世帯 9, 650 円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 14, 475 円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 700 円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 100 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2, 050 円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3, 075 円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 700 円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 550 円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>	<p>て 13, 050 円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19, 300 円</p> <p>(イ) 特定世帯 9, 650 円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 14, 475 円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 700 円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 100 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2, 050 円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3, 075 円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 700 円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 550 円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>
--	--

<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について 5, 220円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 720円 (イ) 特定世帯 3, 860円 (ウ) 特定継続世帯 5, 790円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円 (イ) 特定世帯 820円 (ウ) 特定継続世帯 1, 230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 880円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 020円</p>	<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について 5, 220円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 720円 (イ) 特定世帯 3, 860円 (ウ) 特定継続世帯 5, 790円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円 (イ) 特定世帯 820円 (ウ) 特定継続世帯 1, 230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 880円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 020円</p>
--	--

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定数外職員)</p> <p><u>第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する定数に含まないものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣されている職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされている職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u></p> <p>(4) <u>嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成27年嬉野市条例第33号）第2条第1項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる職員がその職務に復帰した場合におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、前条に規定する定数に含まないものとする。</u></p> <p>(定数の配分)</p> <p><u>第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。</u></p>	<p>(定数の配分)</p> <p><u>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。</u></p>

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案			現・行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
選挙長	日額 10,800円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。	選挙長	日額 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
投票所の投票管理者	〃 12,800円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
共通投票所の投票管理者	〃 12,800円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	共通投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
期日前投票所の投票管理者	〃 11,300円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	期日前投票所の投票管理者	〃 11,100円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
開票管理者	〃 10,800円	〃	開票管理者	〃 10,600円	〃
選挙立会人	〃 8,900円	〃	選挙立会人	〃 8,800円	〃
投票所の投票立会人	〃 10,900円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	投票所の投票立会人	〃 10,700円	〃
共通投票所の投票立会人	〃 10,900円 を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	共通投票所の投票立会人	〃 10,700円	〃

	定める額		
開票立会人	〃 8,900円 〃		
期日前投票	〃 9,600円 〃		
所の投票立を超えない範囲			
会人	内で嬉野市選挙 管理委員会が定 める額		
開票立会人	〃 8,800円 〃		
期日前投票	〃 9,500円 〃		
所の投票立を超えない範囲			
会人	内で嬉野市選挙 管理委員会が定 める額		

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> <u>西佐賀水道企業団</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合</p>				
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1号 に関する事務</td> <td>小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振</td> </tr> </table>	第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1号に 関する事務</td> <td>小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> <u>西佐賀水道企業団</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療</td> </tr> </table>	第3条第1号に 関する事務	小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> <u>西佐賀水道企業団</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療
第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振				
第3条第1号に 関する事務	小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> <u>西佐賀水道企業団</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療				

	共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合	療福祉組合 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合
第3条第2号から第6号までに関する事務	略	第3条第2号から第6号までに関する事務
第3条第7号に関する事務	多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合	多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 <u>太良町</u> <u>西佐賀水道企業団</u> 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合
第3条第8号に関する事務	略	第3条第8号に関する事務

第3条第9号 に関する事務	略	第3条第9号に 関する事務	略
第3条第10号 に関する事務	略	第3条第10号に 関する事務	略

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現 行
(組合事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>武雄市北方町大字志 久1557番地1</u> に置く。	(組合事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>武雄市武雄町大字昭 和1番地2</u> に置く。

佐賀西部広域水道企業団規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現 行
(企業団を組織する地方公共団体)	(企業団を組織する地方公共団体)
第2条 企業団は、佐賀市、多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町及び白石町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。	第2条 企業団は、次の各地方公共団体(以下「関係団体」という。)をもって組織する。 多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団
(共同処理をする事務)	(共同処理をする事務)
第3条 企業団は、水道用水供給事業及び水道事業(関係市町が自ら行うものを除く。)に関する事務を共同処理する。	第3条 企業団は、関係団体の水道用水供給事業に関する事務を共同処理する。
第2章 企業団の議会	第2章 企業団の議会
(議会の組織及び選挙の方法)	(議会の組織及び選挙の方法)
第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、8人とする。	第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は8人とし、その選出区分は次のとおりとする。 多久市1名、武雄市1名、小城市1名、嬉野市1名、大町町1名、江北町1名、白石町1名、西佐賀水道企業団1名
2 企業団議員は、関係市町の長をもって充てる。	2 企業団議員は、関係団体の長をもって充てる。ただし、西佐賀水道企業団にあっては、その構成市町(小城市及び白石町を除く。)の長とする。
(議員の任期)	(議員の任期)
第6条 企業団議員の任期は、関係市町の長としての任期を有する期間とする。	第6条 企業団議員の任期は、関係団体の長としての任期を有する期間とする。
2~3 略	2~3 略
(監査委員)	(監査委員)
第9条 企業団に監査委員2人を置く。	第9条 企業団に監査委員2名を置く。
2~3 略	2~3 略
第4章 企業団の経費等	第4章 企業団の経費等
(経費の支弁の方法)	(経費の支弁の方法)
第10条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。	第10条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。
2 前項の負担金は、関係市町の協議により定める。	2 前項の負担金は、関係団体の配分水量の割合により定める。

